◆ 不動産貸付業の認定基準

不動産の貸付を行っているときは、下表の①~⑧のいずれかの認定基準を満たす場合に限り、 不動産貸付業として、個人事業税の課税対象となります。

		住宅用 (A)	住宅用以外 (B)	①~⑥の合計 (C)	(A)~(C)の 基準未満 (D)
建物	一戸建	10棟以上	4 5 棟以上	⑦ ①~⑥の合計が 10以上	8 建物の貸付総面積が 600㎡以上で、かつ 当該建物の貸付に係 る賃貸収入金額が 年1,000万円以上
	一戸建 以外	② 10室以上 (アパート等)	⑤ 10室以上 (テナント等)		
±	地	③ 貸付契約件数が 10件以上または 貸付総面積が 2,000㎡以上	⑥ 貸付契約件数が 10件以上		対象外

注 入居されていない空室等を含めた貸付可能な棟数、区画数により判定します。 共有物件は、その持分割合にかかわらず、共有物全体の規模により判定します。

例 アパート8室 (うち空室2室) +店舗用敷地2件 → 合計10であり課税対象となります。

◆ 駐車場業の認定基準

駐車場の貸付を行っているときは、下表のいずれかの認定基準を満たす場合に限り、駐車場業として、個人事業税の課税対象となります。

建築物でない駐車場(青空駐車場)の貸付	収容可能台数10台以上(空き区画を含む)
建築物である駐車場(屋根付駐車場等)の貸付	収容可能台数を問いません